

## 樺太におけるアヘン製造の歴史

### The History of Opium in Saghalien

木 下 良 裕 針 田 和 明

Yoshihiro Kinoshita and Kazuaki Harita

#### 緒 言

著者はさきに北海道では昭和7～9年代に300町歩におよぶ大量のケンが栽培されていて、その原種が樺太産鵜城種であったと報告したが<sup>1)</sup>、原産地樺太の状況については、資料の無いまま言及し得なかった。今回調査の機会をえたのでここに報告する。既に消滅しようとしている史実をここに明らかにしえたことは意義ある事と考える。

#### 樺太におけるアヘン史

樺太のケンについて記載している最古の文献は、宮部・三宅共著「樺太植物誌」<sup>2)</sup>であろう。文中にケンの産地として「露人部落ノ花園ニ栽培サル」とある。その後樺太の植物として、ケンについて記載した書籍は<sup>9)</sup> <sup>11)</sup> <sup>12)</sup> <sup>13)</sup> <sup>16)</sup>多いが、本格的にケンにとり組んだのは樺太農事試験場<sup>3)</sup> <sup>4)</sup> <sup>8)</sup> (樺太庁中央試験所農業部)<sup>2)</sup> <sup>7)</sup> <sup>15)</sup>であろう。その事業報告、業務概要、成績報告について、明治44年から昭和17年まで調査したが、明治44年から昭和元年までは、ケンについての記載事項が認められなかった。著者は「昭和2年2月27日付の東京朝日新聞の記事に、樺太大泊中学校教諭前田藤之助が、樺太の原野に野性のケンが良く成長していることから、樺太がケン栽培の適地であると判断し、種々試験を行なった結果、好成绩を得たとある。これがいわゆるカラフトゲン鵜城種の誕生である」と報告<sup>1)</sup>した。これと時を同じくして、樺太庁中央試験所でケン栽培に力を注ぎ始めている。すなわち、昭和2年から昭和8年まで、ケンの品種、モルヒネ含有率、播種および収穫適期査定試験、労力調査などの年次報告を行なっている。但し、昭和4、6年度の報告書が入手できない。昭和9年以後昭和14年までは報告書に記載されていないのは、昭和8年度で一応試験研究を終えたものと思われる。昭和15、16年には恵須取支所<sup>14)</sup>でわずかに試験されていたが昭和17年は中央試験所および恵須取支所でも研究されていない。昭和18年から、ソ連軍の進駐した昭和20年までは報告書がなく不明である。

以上が樺太におけるケン栽培の概要であるが、以下年度別に詳述する。先ず昭和2年に福井種、三島種、トルコ種の3種を播き、収量およびモルヒネ含有率共にトルコ種が最良としている。昭和3年にも上記3種を試験し同様の結

果を得ている。発芽後デノミの被害をうけ、ベト病発生にあうが、トルコ種ではその被害が少なかったと記している。昭和5年に上記3種に初めて鵜城種が加わる。ベト病、ヨトウガの発生があった事も記されている。その成績を表1に示す。

昭和4、5年のアヘン分析表を表2に示す。

表1によると、鵜城種の反当りのアヘン収量は他の3種に比べ2倍以上になっている。昭和7年には鵜城種にしほって試験研究を行なっている。この年のケン栽培労力調査をみると、10アール播き「ヘクタール当りアヘン10.79kg、子実136kgを生産し、これに要したる労力はヘクタール当り、男39.7人、女377.7人、馬3.2頭なり。而してこれが労力を最も多く要したる作業は採汁にして236.7人なり」とある。更にアヘン成分査定試験で、樺太産アヘンの販路として吸煙用煙膏製造を重要視していた事実がうかがえる。昭和8年も鵜城種に限って試験を実施しており、その労力調査をみると「20アールにつき調査したるに生育良好にして、ヘクタール当りアヘン8.71kg、子実164kgを生産し、これに要したる労力はヘクタール当り男27.3人、女289.2人、馬3.0頭なり。而して之が労力を最も多く要したる作業は採汁にして167.7人なり」とあり、前年度に比してヘクタールあたりの員数をかなり減らしている。またアヘン成分査定に関して前年同様試験した結果「生アヘン無水物中モルヒネ15.23%、可溶成分79.37%、灰分2.75%なることを明らかとなし、なお煙膏製造アヘンとしての品位鑑定を関東庁および台湾総督府の各専売局に依頼せるところ、吸煙用としては佳良と認め難き旨の回答をえたり」とある。さて同年、樺太農事試験場概況に「而して本邦各府県における生アヘンの生産が過剰なるにも拘らず、これを台湾に移出し得ざる理由は、府県生産の生アヘンは主としてモルヒネ製造用として採集せらるるため平均14%内外のモルヒネを含み9%内外を適度とする煙膏用に適さざること、香氣、色沢、弾力に乏しきこと、菜種油を混ざるため、患者の嗜好に適せざること、モルヒネ含有量により査定せらるる賠償額は煙膏用として高価に失すること、などに起因するものなるをもって、もし本島において煙膏用として良質なる生アヘンを生産しうる場合は、以て台湾の需要に充たせらるべきは総督府においてもきわめて妥当

表1 阿片成績表

品 種	発芽期	開花期	採汁期	収穫期 (子実)	草 丈	反 当 取 量				1升 重量	モルヒネ 含有率	阿片平均 収量
						阿 片	子 実		茎 桿			
							重 量	容 量				
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	尺	匁	貫	合	貫	匁	%	匁
三 島 種	6.11	7.27	自至 8.4 8.22	9.4	2.66	73.2	2.130	82	12.990	260	14.12	③ 35.1
トルコ種	6.11	8.1	自至 8.7 8.22	9.6	2.64	88.0	4.380	151	32.250	290	14.40	③ 65.6
福 井 種	6.12	7.27	自至 8.4 8.22	9.4	2.58	62.8	2.085	74	11.280	280	10.01	③ 38.7
鵜 城 種	6.11	8.5	自至 8.13 8.28	9.13	3.05	156.0	4.605	159	14.775	290	13.26	① 119.9

表2 阿片分析表

品 種 名	成 分	風乾物 100分中水分含有率		無 水 物 100 分 中 率	
		モルヒネ含有率		モルヒネ含有率	
		昭和4年度産	昭和5年度産	昭和4年度産	昭和5年度産
土 耳 古 種		5.04	6.72	16.70	15.44
三 島 種		4.54	6.49	16.46	15.10
鵜 城 種		4.84	6.87	15.31	14.24
福 井 種		4.27	6.64	10.97	10.72
平 均		4.67	6.68	14.86	13.88

表3 島産煙膏用阿片ト台湾ニ於ケル輸入阿片ノ主成分トノ対比

産 地	輸 入 年 月 日	生 阿 片 百 分 中			
		水 分	モルヒネ分	可 溶 分	灰 分
波 斯	昭和6年10月9日	12.68	9.46	66.03	2.96
同	昭和7年3月20日	13.72	8.71	64.11	3.24
土 耳 古	昭和6年5月21日	24.53	9.77	42.07	3.99
同	昭和6年11月30日	22.15	10.46	48.92	5.02
大 阪 府	大正2年(生産)	14.31	13.08	54.00	2.57
同	大正9年(生産)	16.74	5.19	54.04	2.53
台 湾	大正6年(生産)	10.81	5.16	51.52	2.60
同	大正10年(生産)	26.85	6.64	48.37	2.17
樺 太	昭和7年(生産)	13.99	14.88	68.49	1.91

と認むる処なり。この意味において総督府に委託施行したる島産生アヘンの煙膏用利用価値の調査成績は供試料の不足により適確なる判定を下し難きも、元来モルヒネ原料を主眼として生産せる供試料なりしたため、上述府県産のものとの共通の欠点を具有するを認めたるをもって、昭和7年度採集に際しては、専ら煙膏用生アヘンを目的として生産し、これにつき目下品質調査中なるも、従来の結果によれば本島における煙膏用生アヘンの生産は今後の攻究に俟たば不能事にあらざるべしと認めらるるものなり」と記している。同概況に島産煙膏用アヘンの主要成分を台湾における輸入アヘンの主成分と対比しているのので、それを表3に示す。

その後、昭和15、16年恵須取支所で行なわれているが、

畑作物耕種の梗概にわずか一行しか記入されていない。それを表4に示す。

観点を変えて、密取引について調査したところ、樺太庁施政30年史<sup>10)</sup>(昭和11年)に「麻薬……麻薬は麻薬取締規則に則って、これを製造せんとする者は樺太庁長官の許可を要するが、現在製造している者はなく、いづれも内地方面から移入している。アヘン……本島の山間奥地では、密かにケンを栽培しアヘンを製造して、内地方面に移出し密取引を行なって処罰を受ける者が相当に多い。アヘン法が施行されておらぬので、取締の徹底を欠くの憾がないではないが刑法および麻薬取締規則によって取締を励行している」とある。アヘン麻薬関係犯則件数表を表5に示す。

表5によると恵須取で圧倒的に犯則者が多いことは鵜城

表4 耕 種 / 梗 概

種 類	選種	播 種			基 肥 (ha当)				畦幅	株間	管 理		備 考
		時期	方法	ha当量	厩肥	糠粕	硫安	過石			除草	培土	
大 麦	塩水選	5,中	条 播	70	—	—	100	200	60	—	3	1	
稈 麦	"	"	"	70	—	—	100	200	55	—	3	1	
小 麦	"	"	"	70	—	—	100	200	60	—	3	1	
ら い 麦	"	"	"	60	—	—	100	250	60	—	3	1	
燕 麦	水 選	"	"	60	—	—	—	250	60	—	3	1	種子ノ予措トシテふおる まりん0.3%液=浸漬ス
裸 燕 麦	"	"	"	50	—	—	—	250	60	—	3	1	
蕎 麦	唐箕選	6,上	"	50	—	—	—	100	60	—	3	1	
玉 蜀 黍	粒 選	5,下	点 播	40	—	—	—	300	75	25	3	1	3粒時ノ2本仕立トス
豌 豆	"	5,上	"	70	—	—	—	260	60	25	3	1	"
菜 豆	"	6,上	"	70	—	—	—	260	60	25	3	1	"
蠶 豆	"	5,下	"	100	—	—	—	260	60	30	3	1	"
馬 鈴 薯	"	5,中,下	"	1,500	11,000	200	—	200	90	45	3	1	種薯ノ予措トシテふおる まりん0.3%液=浸漬ス
甜 菜	唐箕選	5,上,中	"	30	11,000	—	智200	300	55	20	3	—	厩肥ハ前作物=使用
苧 麻	"	5,上	撒 播	90	—	—	—	150	—	—	3	—	
蕪 苔	"	"	条 播	5	—	—	—	150	60	—	3	1	
禾本科牧草	篩 選	5,中	撒 播	25	—	—	—	200	—	—	3	—	
荳科牧草	"	"	"	20	—	—	—	250	—	—	3	—	
瑞典燕青	唐箕選	"	点 播	20	—	—	100	200	60	25	3	—	
薄 荷	株 選	"	条 播	12,000	11,000	180	—	260	60	—	3	—	
除 蟲 菊	—	"	撒 播	55,000	—	—	220	280	60	30	3	—	
忽 布	—	—	点 播	—	11,000	180	—	硫加80	180	150	3	—	
罌 粟	唐箕選	5,上	条 播	36	11,200	—	370	200	80	20	3	—	種子ハふるまりん0.1% 液=30分浸漬ス

表5 阿片麻薬関係犯則件数表

警 察 署 別		件 数			没 収 生 阿 片 数 量		
		昭和7年度	昭和8年度	昭和9年度	昭和7年度	昭和8年度	昭和9年度
豊 原		7	—	—	36,735	—	—
落 合		—	—	—	—	—	—
大 泊		2	4	—	6,375	15,911	—
留 多	加	1	—	1	25	—	600
本 斗		2	3	2	11,344	8,066	1,458
真 岡		6	6	1	10,966	16,200	930
野 田		—	1	3	—	112	1,302.5
泊 居		13	1	—	48,525	450	—
惠 須	取	33	4	4	10,185	4,285	2,702
元 泊		—	—	1	—	—	—
知 取		1	—	—	2,250	—	502
敷 香		—	—	3	—	—	1,847.5
合 計		65	19	15	126,409	45,024	9,342

種発生の原因からみてもうなづける。また、樺太衛生概況<sup>14)</sup>(昭和15年)をみると「昭和12年庁令を改正して中毒患者を届出制とし医師ならびに業者と協調し可及的麻薬使用の制限を行うなど、これが防止に努めつつあり」と記し

いる。アヘン不正取引および密造件数を表6に示す。以上樺太におけるアヘンの製造およびアヘンの取締りなどの歴史を調査の結果、樺太においても、北海道と同様に、ある時期鴉片種が強力に試験研究されていたことが明

表6 阿片不正取引及密造件数 (過去5ケ年間)

署 別	昭和10年度		昭和11年度		昭和12年度		昭和13年度		昭和14年度		計
	不取	正引	不取	正引	不取	正引	不取	正引	不取	正引	
豊原	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
大泊	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
留多加	1	3	3	4	—	—	—	—	—	—	11
落合	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
元泊	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
知取	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
敷香	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
藤惠須	—	3	—	—	—	3	—	8	—	1	15
泊居	—	1	1	2	—	—	—	—	—	7	11
本斗	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
真岡	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	4
合計	3	14	4	6	—	3	—	8	—	8	46

らかになった。

総 括

昭和2年、樺太で発見された鶉城種は、北海道より数年前に、その品種の優秀性を認めていた。ここで注目すべきことは、北海道と樺太のアヘン製造目的の本質的な差異であろう。日本本土(含北海道)で生産されたアヘンは医療用としてアヘンアルカロイドの抽出に用いられたが、樺太産アヘンはそのすべてを煙膏用原料(アヘン中毒患者の吸飲用)として用いようとした。自らはアヘン取締規則を制定しながら、台湾、関東州のアヘン中毒患者(推定5万8千人)への利用を考えていた当時の為政者の矛盾した姿勢をみる。しかし煙膏用アヘン調製法の未熟という理由でこの政策が実施されなかったことは救いでもあった。

終りにのぞみ、貴重な資料をご提供いただいた北大中央図書館北方資料室の秋月俊幸、吉田千萬両氏に深謝します。

文 献

- 1) 木下良裕：道衛研所報，24, 162 (1974)
- 2) 宮部金吾 他：樺太植物誌 30(1913) 樺太庁編

- 3) 樺太庁農事試験場事業報告：12頁(昭和2年)
- 4) 同：13頁(昭和3年)
- 5) 樺太庁中央試験所業務概要：12, 75頁(昭和5年)
- 6) 同：26, 57頁(昭和7年)
- 7) 同：27, 30, 61頁(昭和8年)
- 8) 樺太農事試験場概況：44頁(昭和8年)
- 9) 樺太庁中央試験所彙報：第22号第1類第8号54頁(昭和11年)
- 10) 樺太庁施政三十年史1636頁(昭和11年) 樺太庁
- 11) 菅原繁蔵：樺太の植物，185 (1937)
- 12) 樺太農業宝典：200頁(昭和13年) 樺太社版
- 13) 菅原繁蔵：樺太植物図誌，3, 972 (1940)
- 14) 樺太衛生概況：228頁(昭和15年)，樺太庁警察部衛生課編
- 15) 樺太庁中央試験所業務概要：  
 恵須取支所，25頁(昭和15年)  
 同，欄外，表其の1(昭和16年)
- 16) 北樺太の植物：47頁(昭和18年) 東亜研究所
- 17) 樺太植物調査概報：55頁(明治40年) 樺太庁